

令和6年7月31日

山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表 03-3580-4111 (内線 2036))

行政文書開示請求について（意思確認）

標記について、下記のとおり確認を求めるので、本年8月7日（水）までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和6年7月11日（木）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和6年7月16日（火）

3 行政文書開示請求書に記載された請求内容

（1）成年後見人が、成年被後見人作成の公正証書遺言を閲覧し、又は謄本の交付を請求できるかどうかが分かる文書（生前及び死後の両方を含む。）（最新版）

（2）公証人法第78条に基づく異議申出の手続について定めた文書（最新版）

4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について

行政文書開示請求書に上記3のとおり記載されたことについて、法務省本省ではその趣旨に該当する行政文書を作成又は取得しておらず、保有していません。このまま請求を維持された場合、行政文書の不存在による不開示決定がなされるものと思われます。

なお、上記3（1）について、旧制度下における参考となり得る文書として、昭和63年12月2日付け民一・第6767号法務省民事局長通達がありますが、当該通達に係る文書は廃棄済みであり、現在、保有していません。

当該通達の内容は、「公証人法関係解説・先例集（三訂版）先例編」（法務省民事局）の818ページに掲載されています。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

5 開示請求手数料について

上記4の請求を維持される場合、開示請求件数は1件、開示請求手数料は300円（ただし、行政文書の不存在による不開示決定が見込まれます。）となります。

現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙600円分を受領しています。

なお、本件開示請求を取り下げられる場合は、行政文書開示請求書及び収入印紙600円分を返戻いたします。